

令和6年度

第4回 佐々町農業委員会総会議事録

令和6年7月26日（金）

佐々町農業委員会

令和6年7月 第4回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和6年7月26日(金)午後1時30分
 2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室
 3. 開 会 令和6年7月26日(金)午後1時30分

4. 出席委員 (17名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	寶持 雅祥 君	2	坂口 隆英 君	3	山下 夕見子君
4	井手 俊博 君	5	築城 武美 君	6	濱野 卓也 君
7	荒木 武士 君	8	北川 英明 君	9	松本 隆治 君
10	廣川 勝巳 君	12	藤永 亜弓 君	13	坂本 真澄 君
推進委員	前川 義隆 君	推進委員	玉置 義則 君	推進委員	辻 正人 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	本山 元継 君		

5. 欠席委員 (1名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
11	池田 晴良 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
2	坂口 隆英 君	5	築城 武美 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 審議事項

議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第11号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について

(5) その他

① 8月定例会の日程について

② 視察研修について

③ その他

事務局長（作永 善則君） 皆さん、こんにちは。すみません、ちょっと定刻を過ぎておりますけど、ただいまから令和6年度第4回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは初めに、寶持会長から御挨拶をお願いします。

会長（寶持 雅祥君） 改めまして、皆さん、こんにちは。皆様におかれましては、お仕事のお忙しいところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

今週初め22日に梅雨明け発表がございました。例年よりも3日遅く、約1か月ちょい続いた梅雨がようやく明け、連日の猛暑が続いているわけでございます。この時期、草刈りや水稲、薬剤散布等の管理、作業によって外仕事ばかりする我々農家にとっては、本当に苛酷な日々を迎えるわけでございますが、十分に水分補給をされ、休息もされて、農作業に従事させていただきたいと思っております。

また、本日は総会終了後に地区別研修会の予定となっておりますので、重ねてよろしくお願ひいたします。

今回の議事もスムーズに進行しますよう、御協力のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局長（作永 善則君） 本日の出席委員は12名です。池田委員から欠席届の提出があつております。最適化推進委員は5名です。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を寶持会長にお願ひいたします。

会長（寶持 雅祥君） それでは、議長を務めさせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項をあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。これより議事に入ります。

日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定めることとなっておりますので、2番、坂口委員、5番、築城委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、日程2を終わります。

次に、日程3、審議事項に入ります。

議案第9号農地法第5条の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長（作永 善則君） 資料の1ページ目をお願いいたします。

議案第9号農地法第5条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、知事処分分でございます。

申請地につきましては、佐々町皆瀬免字中野〇〇〇〇の田んぼ、現在休耕田です。931m²。譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さんでございます。申請書の転用目的としましては、長屋住宅1棟8戸分、木造2階建て236.30m²分でございます。

続きまして、場所につきましてでございますけど、6ページのほうをよろしく願います。

付近状況図としまして、国道のほうから佐々川を渡って、〇〇〇〇の前の町道を通り越して、MRの線路をまたいだところの赤枠で囲っているところが申請場所でございます。

8ページのほうに現況写真ということで、申請地の写真をつけさせていただいております。

9ページのところでございますけど、事業計画書ということで、転用申請者の生計維持のため、長屋住宅1棟建築と賃貸経営を行うということで、計画の内容としまして、〇〇〇〇による建物を整備して、賃貸住宅として活用するという内容でございます。

先に被害防除計画が11ページにありますけど、先に12ページのほうをお願いいたします。

土地利用計画図ということで、添付をさせていただいているところでございます。ここが町道神田市瀬線のほうから歩道を通り、車を乗り入れして、駐車場が8軒分の1世帯当たり2台分ということですので、駐車場が16台分と、あとは建物位置がMRの松浦鉄道の線路のほう側に建物が建つという内容でございます。

ページを戻っていただいてもらって、11ページをお願いいたします。

被害防除計画書というところで、まず①(1)のところですけど、盛土を行うというところが0.3mということで、隣接農地との兼ね合いを考慮しての高低差の盛土のできる限り少ない状態での設定となっているとのことでございます。

②のところ、雨水・排水につきましては、ためます経由して、町道に附属する側溝のほうに水路放流という流れでございます。汚水と生活雑排水につきましては、公共下水道のほうに落とすという内容でございます。

③のところのイのところ、隣接圃場に対する日影を稲作の経営に支障を起こさないようにということで、高さを加減するというところで、線路側に建物を計画されており、高さが7.59mというところでの内容となっております。

あとは、日影図、一番最後のところの被害防除措置の内容または被害のおそれのない理由というところの部分でございますけど、この部分に対する日照条件ということで、資料の16ページのところに再度、建物の位置図と時間帯によつての日照の状況というところで、日影が隣接の圃場には行かないということでの記載計画がされているところでございます。一番日が長くなる可能性がある12月の当時の時点を考えてのこちらのほうの設定となっているところでございます。

ページを戻っていただいてもらって、〇〇〇〇の建物ということで、町内ほかにある建物と同様な構造ということで、2階建ての8戸分という1階当たり4戸の2階建てということでの設計が14ページ、15ページに記載を添付させていただいております。

一通りこちらの説明はこれで終わりますけど、ただ、被害防除計画書に記載されている、営農に支障がないということでの計画ではございます。ただし、現時点では隣接農地所有者の方が水稻の作付をされていますけど、隣接農地所有者の同意書というのが被害防除計画書を出すということで、現行では必須要件として同意書を添付する必要はなくなっている取扱いでございますけど、今後の支障が営農に転用後の状況に支障がある場合は、農業委員会が転用申請者に同意書を求めることができるという取扱いがございますので、その部分も考慮して転用申請者のサイドのほうに同意書を取ってくださいということでお願いはしているところではございましたが、現時点では同意を頂けていないということで、同意書の添付は現時点ではされていない状況でございます。

事務局としての説明は以上で終わります。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。一旦休憩させていただきます。

（休 憩 午後 1 時 45 分）

（会議再開 午後 2 時 7 分）

会長（寶持 雅祥君） それでは会を再開いたします。事務局長。

事務局長（作永 善則君） すみません、説明が漏れていたところを追加させていただきたいと思ひます。

資料の12ページをお願いします。

12ページの中の里道の中を改造して水路を整備するというところの部分ですけど、先ほどの説明が漏れていたところが、結果、地元町内会長の同意が取れないということで、里道改造ができない場合においては、自分の里道を用いての水路の整備ではなく、自分の申請地内、転用する農地内での代替案としての水路整備というのを検討してくださいということで、昨日、〇〇〇〇さんと申請代理人の行政書士さんと施工の設計業者さんが役場のほうに見えられた際に、そこの部分の代替案を検討するようにということで、申入れを

しているところでございます。

よろしく申し上げます。

会長（寶持 雅祥君） ありがとうございます。

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。6番。

6番（濱野 卓也君） 当初出ていた土地利用計画変更ということで、7月24日に再度現地確認に行っていました。あとは事務局から説明があつたとおりなんですけども、個人的な意見としては営農に支障が出る〇〇〇〇さんだけでなく、そのほかの営農にも支障が出るということで、反対であるということです。

すみません、終わります。

会長（寶持 雅祥君） ほかに何か御意見、御質問はありませんか。10番。

10番（廣川 勝巳君） 先ほどの事務局のほうで、里道に触らないでこの敷地内で排水を検討してくださいということなんですけども、そこら辺の内容とかどういうふうな形をとって、この隣の圃場のほうに影響を及ぼさないというような計画というか、そこら辺の工法的には多分できると思うんです。ただ、それをどういうふうな感じで考えておられるのかということをはっきり見た上でないと、ちょっとこれに賛成ですとは言えないんじゃないかと思えます。

会長（寶持 雅祥君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） すみません、12ページを再度お開きいただきたいんですけど、この転用申請地の右側のほうに里道がございまして、その里道の北側のほうと南側のほうに隣接圃場から田越で水が落ちるような塩ビ管のパイプが2本ある形でございます。もともとの計画では、塩ビ管を通ってきた水を計画されている里道の中に整備する水路で受けて排水をするという計画なんですけど、この里道改造ができなかった場合ということで、塩ビ管の北側と南側でパイプが2本ある状態をそこは壊さずにそのまま生かした状態で、パイプの出どころの下にためますか何かを設けて排水させるというような計画どうですかということで、設計業者というか〇〇〇〇さんのほうにお伝えをしているところです。ただ、その代替案というところの部分は、また専門業者のほうと協議してからの回答になるでしょうということでの回答を得ているところでございます。

会長（寶持 雅祥君） 10番。

10番（廣川 勝巳君） 今のためますって言われましたけれども、ためますから逃がす配管といますか、それを地中に埋めるものか、それとも側溝自体を深い側溝を作るものかによって、効果的なものが全く変わってくると思うんです。この圃場の乾く具合です。これを結局そこにためますに溜めて、そこに落とされればそれでいいというもんじゃないと思う

んです。田んぼが乾くには、やっぱりそれより以下の水面じゃないと田んぼが乾かないですね、皆さん御存知のとおり。そこら辺をどういうふうにして水面を下げるといふのをちょっと検討されてもらってから、それをこういう形にしますので、これだったら隣が水を落とされても影響ないですよというような形をとっていただければいいのかなとは思いますが、そこら辺の詳しい話がまだまだ多分できていないと思うんですけども、それについてちょっとお尋ねでした。

会長（寶持 雅祥君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） 技術的に詳しいところが掘り下げがちょっと難しいところもあるんですけど、現況ではその里道の高さで隣接の申請地というところが最大で40cmぐらいの若干の高低差がある形の中で水はけ用パイプが2本出ているところがあるところなので、12ページの計画図を見てもらうと、もともとの申請地内の里道のほうによったところに側溝を整備されて申請地内の雨水・排水がよってくるような構造にされていますので、そこを利用して技術的に可能かということも含めての昨日、申請者サイドにお伝えしたのが高低差を設けたところで下の計画されている水路のほうに水を落とすことが可能かどうかということでお尋ねをしているところでございます。

会長（寶持 雅祥君） よろしいでしょうか。ほかに何か御意見、御質問はありませんでしょうか。それでは採決を行います。議案第9号について転用やむなしと思われる方は挙手をお願いいたします。ちゃんと挙げてもらってよろしいでしょうか。（賛成者挙手）ありがとうございます。

賛成6、反対5で可決されました。県に進達いたします。

次に、議案第10号農地法第5条の規定による許可申請書について、事務局から説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長（作永 善則君） 資料の17ページをお願いします。

議案第10号農地法第5条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、知事処分分でございます。

農地の所在地としましては2筆でございます。佐々町小浦免字小浦浜〇〇〇〇と、もう一筆分が佐々町小浦免字小浦浜〇〇〇〇の444m²と39m²、現況は畑でございます。合計が483m²の2筆でございます。譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇、不動産建設業の方でございます。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さんでございます。転用の計画としては建売住宅2戸を建設するということでございます。建物の構造としましては木造の平屋建てというところでございます。

23ページをお願いします。

申請の場所の説明でございますけど、町道中央海岸線、この役場の前の道を南側のほうに行ってもらって、その後、県道の佐世保鹿町線を通って、佐世保側に行っていただく形になるんですけど、小浦駅前を通り過ぎて、どちらかと言えば、佐々町の〇〇〇〇に入っていく踏切があると思うんですけど、踏切側ではなく以前車の整備工場があったところになりますけど、その反対側の小浦免のエリアに入っていく土手迎のほうになるんですけど、場所で行きますと、〇〇〇〇を通り過ぎて、その北側のほうからちょっと大きめの水路があるんですけど、その水路を渡った横の圃場というところでございます。

24ページをお願いします。

もともとの今回の黄色で14条地図で2筆分をお示しさせていただいているんですけど、以前の農地転用申請が現況では3区画あって、所有者と土地の地番を入れているところなんですけど、その真ん中に公衆用道路として3軒の方を記載をさせていただいているところなんですけど、こちらの公衆用道路を使いまして、奥の今回の申請地を2区画分で建売住宅を検討したいということでございます。

現況の写真ということで、26ページの①のところは公衆用道路の申請地への入り口というところでございます。

今青色の網かけというかフェンスがされているんですけど、その奥の圃場というのが②、③、④の写真の内容、現況となっております。

すみません、先にですけど、30ページのほうをお願いします。

計画図としまして、先ほどの公衆用道路をもとに一部回転広場的な扱いでアスファルト舗装がしてあるところを接続させた形で、宅地を2戸分造成する。建物を平屋建てで建設するという内容でございます。

29ページのほうに戻っていただいて、すみません、よろしくをお願いします。

被害防除計画書でございます。①のところでございますけど、現行の土地を利用して現況のまま利用する整地のみを行うという内容でございます。

②のところは、雨水・排水は水路へ放流する、汚水・生活雑排水につきましては、公衆用道路、前面の道路の中に下水道が入っておりますので、公共下水道の利用ということでございます。

③のところは、平屋建てということで建物の高さを加減するということで高さが6m程度ということになっております。

この転用申請について、申請者法人になりますけど、〇〇〇〇の関係にはなるんですけど、別会社ということで、今回、転用申請につきまして初めての法人さんになられますので、全部事項証明ということで、法務局の証明の分と会社の定款のほうを35ページ以降

に添付をさせていただいております。

よろしく申し上げます。説明は以上です。

会長(寶持 雅祥君) ありがとうございます。

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。9番。

9番(松本 隆治君) この議案について御報告申し上げます。

7月24日水曜日午後1時から行政書士の〇〇〇〇さん、作永事務局長、井手委員、玉置推進委員、そして私、松本の5名で現地確認をさせていただきました。

24ページ、25ページを御覧ください。

24ページの上から見た図面になりますけども、25ページの右側に山林、山がありまして、24ページで言いますと南側になります。そちらの山林のほうから雨水、大雨とか降った場合は、北側の横に水路があるんですけども、そちらのほうに水が流れるようになっております。雨水につきましては、普段はほぼほぼ水が流れているような状況じゃなくて水路のほうに流れる、大雨のときは、道までいっぱい水がなるということも年に数回はあるかと思うんですけども、現状では問題はないのかなというふうに思っております。

27ページを御覧ください。

先ほど事務局長さんからお話があったように、26ページの上の写真ですが、ここから入り口になって中に入りますと、27ページの上段の写真になるんですが、畑作りを丁寧にしてもらって、ほぼほぼ圃場も固い状況で、行政書士さんの話では、現状のままで切土・盛土というのはせずに、そのままの高さでほぼほぼ造成をするということでございました。

先ほど申しました雨水につきましても問題なく、また生活雑排水についても公共下水道が来ておりますので、問題ないのかなというふうに思っております。

また、高さも平屋建てということで6m程度ということで日当たりで問題が生じるとかそういうことはないように感じました。

以上、報告を終わります。

会長(寶持 雅祥君) ありがとうございます。ほかに何か御意見、御質問はありませんでしょうか。8番。

8番(北川 英明君) 北川です、8番です。ここに入る道がこの3人の方がこの土地を利用して中に入るということになつとるんですか。

これが、私ちょっと疑問に思うんですけども、市瀬でちょっと問題が生じたところがありまして、初めは許可で通っていいですよってなったんですけども、これが代が代わって子供さんになったときに、うちの土地をなぜ通るのかっていうような問題が発生して、最

最終的には、そこの方が土地を買って名義を出して通るようになったということで、後々困りますので、そこら辺ははっきりとした上で土地の売買、そこら辺をよろしく願いいたします。

会長（寶持 雅祥君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） 資料の24ページをお願いします。

14条地図の中の先ほどから申しています公衆用道路としてある〇〇〇〇のところがございますけど、ここに土地所有者を記載させていただいているところがございますけど、下から行けば隣接地の南側の方の所有者の共有、3軒の方の共有、〇〇〇〇さんと、もう一人は北側の〇〇〇〇さんという方の名前をすみません小さくですけど書いてあると思います。もう一戸上側に今回の申請者である〇〇〇〇って書いてあると思うんですけども、もともと計画ありきのこの登記であったのかなと思うんですけど、今回の転用地を購入される方に持分として売買なのか所有権を移転するというところでございます。将来的にこの道を通って奥の自分の自己自宅、購入された方が自宅に持分があることで通れないということにはならないと考えております。

それと、もう一個付随するところになりますけど、30ページをお願いします。

もともとの今、先ほど申しておりました公衆用道路から今回申請地のところの宅地に行く前に、アスファルト舗装としてある最初の入り口に長方形の区画があると思うんですけど、ここがどういう切り合いになるかはあれですけど、2軒分がそれぞれ使う回転広場ということになると思いますので、この土地についても共有での持ち物件になるのではないかと考えているところでございます。そこは申請書を提出された行政書士さんのほうにも確認をしているところでございます。

よろしく申し上げます。

会長（寶持 雅祥君） よろしいでしょうか。

8番（北川 英明君） はい、分かりました。

会長（寶持 雅祥君） ほかに何か御意見、御質問はありませんでしょうか。（ 発言の声なし ）

それでは採決を行います。議案第10号について転用やむなしと思われる方は挙手をお願いいたします。（ 賛成者挙手 ）

挙手多数ですので、転用やむなしということで県に進達いたします。

次に、議案第11号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、事務局から説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長（作永 善則君） 41ページをお願いします。

議案第11号農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてでございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第9条の規定による促進計画を定めたいので本委員会の承認を求めます。令和6年7月26日、佐々町農業委員会会長。

次、43ページをお願いします。

再設定分でございます。もともとが10年契約で当初の設定がされていて、受け手側、借り手側が5年設定の期間満了に伴う再設定という内容でございます。こちらのほうに43ページ、44ページの分、全部で13軒分の田が5万8,456m²、畑が186m²の計5万8,642m²分でございます。

それと、新規の扱いの分でございます。45ページと47ページについてですけど、もともとの土地所有者の方が〇〇〇〇、〇〇〇〇、こちらの1万4,006m²分の農地、田んぼを農地中間管理機構の扱いを取っている長崎県農業振興公社のほうに、まず貸すという設定の内容です。そこから、47ページのほうが中間管理機構農業振興公社のほうから〇〇〇〇の〇〇〇〇さんに当地番を貸付けをするということでの内容でございます。

設定内容としては、10年間で金納分が5万9,248円を10年間という内容でございます。下の4筆分については使用貸借で無償ということでの取扱いとなっております。

説明は以上になりますけど、補足追加部分で現在、事務局としましては申し訳ない事態が発生しております。本来この再設定分につきましては、今年の2月ぐらいにはもう契約の期間が満了していて、2月に更新の手続が必要となっております。実際の動くところは手前で12月、1月ぐらいから準備をしておかないといけないところではございましたけど、事務局としましてこの手続が漏れておりまして、ただほかにも契約終期が終わっているもの全てで行きますと約60軒ほどこれ以外にもありますので、その手続、借り手と受け手の方の調整等も行いながら今後、事務処理、印鑑等の書類ができ次第、権限者、受け手、借り手の方への印鑑をもらいにいく作業とか、大変申し訳ないんですけど、事務局の書類ができ次第にはなりますけど、農業委員さん、推進委員さんのお力を御協力を頂きたいと思っております。

それと、事務を早急なうちに適正な状態に持っていきたいと事務局では考えております。よろしくをお願いします。

会長（賣持 雅祥君） ありがとうございます。この件につきまして何か御意見、御質問はありませんでしょうか。17番。

推進委員（辻 正人君） 17番。44ページの11番のほうで、これ、多分事務局に言っていたと思うんですけど、平野免、大小田は外してくださいって頼んでいたのに、ここがちょっと入っているんで、この日で外してもらっていいですかね。一応物納300キロを面積

で言ったら240キロに訂正願いますか。

会長（寶持 雅祥君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） すみません、手続上の書類をまた訂正して手続を踏ませていただきたいと思いますけど、この議案につきましては、この紙面上の修正ということで御承認をいただいてよろしいですか。

すみません、よろしく申し上げます。

会長（寶持 雅祥君） ほかに何かありますでしょうか。（ 発言の声なし ）

それでは採決を行います。議案第11号について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。（ 賛成者挙手 ）

挙手多数ですので、承認することにいたします。

以上で、日程3、審議事項を終わります。

次に、日程4、その他に入ります。事務局から説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長（作永 善則君） 8月の定例会の日程でございます。五役会を8月16日金曜日13時30分から2階会議室。総会を8月26日月曜日13時30分から3階の第1会議室、こちらのほうで開催を予定しております。

続きまして、②の視察研修のところでございます。今概算の見積りと工程表というところで、追加の資料でお手元のほうに配付させていただいているものを御確認をよろしく申し上げます。見積金額が76万ってなっている分です。金額は今調整中ではございますが、工程としましては、こちらのほう工程表のほうを見ていただきたいと考えています。よろしく申し上げます。

行き先と日にちにつきましては、鹿児島県湧水町の視察先を目標として2日間1泊2日で組ませていただいております。期間につきましては、9月1日日曜日から9月2日の月曜日ということでの工程でございます。朝7時にここの佐々町文化会館前というところは農協サイドか役場の前ということで変更になるかもしれません。7時に出発して高速に乗って途中休憩を得ながら昼食をこちらに記載のバレルバレープラハ&GENというところ。最終的に、さくら農園フルーツランド園内自由見学でホテル着。この日程が日曜日になりますので、月曜日の朝一に9時半から湧水町の視察研修を予定しております。

今、湧水町役場の担当、産業振興課のほうに連絡を入れさせていただいております、今のところ受け入れていただけるような内容の方向性で回答を得ております。

湧水町をなぜというところでございますけど、ここがアーモンド推進室推進事業というのを取り組まれていて、なかなか鳥獣被害に遭いにくい作物、あとアーモンド自体が桃科の花でございますので、ちょっと見た感じ桜にも似たような形で花が咲くということで、

うちの本庁の農林水産課のほうとも話している今後の地域計画の関係でございますけど、将来的に町内の作業がしにくい山間部の農地の空く、耕作放棄地にならないようにということで、手間がかからない果樹ということで、何らかの調整ができないかというところでの研修先を見ていたところ、湧水町の取組というのがございましたので、検討してはどうかと考えた次第でございます。

この後、時間はまだ調整にはなりますけど、18時頃佐々町着という内容でございます。

ただ、御意見頂きたいのが、もうちょっとここ内容を修正したほうがいいとかいうところは言っていただけると、計画の工程の中に盛り込みたいと考えています。よろしく願います。

すみません、もう一点、お手元のほうに配付をさせていただいている分が2枚目、3枚目にカラーの分でございます。令和6年度経営継承研修会、県北農業士会夏季研修会開催要領というふうに書いてある分でございます。ここに書いてある部分が事業継承の関係なんですけど、研修会の講師の方、株式会社ケミストリーの代表取締役村上一幸さん、この方がなかなかこちらのほうに呼んで研修、かなりこの内容が詳しい方とお聞きしております、なかなかこの県北地区のほうにこの方を講師として呼ぶのは難しい中、農業士会の方とかの御尽力により、この講師をこちらのほうに招聘しているということでございますけど、今現在のところ、まだ参加人数が少ない状況で、申込期限のほうはちょっと過ぎてはいるんですけど、もし参加をされたいという方がいらっしゃったら、近所の方に声かけをしていただいてもありがたいことだと思いますので、もし希望される方がいらっしゃったら事務局のほうまで連絡を頂ければ、急いで申込先の県北振興局の担当者のほうにつながりたいと思っておりますので、よろしく願います。

説明は以上になります。よろしく願います。

会長（寶持 雅祥君） 皆様方から何かございませんでしょうか。

番（ 君）（聞き取り不能）

事務局長（作永 善則君） 宿泊施設はホテル京セラというところで、下のほうに書いてあるんですけど、一応工程等がはっきりしたら来月の総会とかの後にはなるんですけど、確定版についてはまた連絡先等も含めて委員の皆様方に配付したいと考えています。よろしく願います。

会長（寶持 雅祥君） ほかにありませんでしょうか。はい。

10番（廣川 勝巳君） 10番。せんだってから、刈払機とかチェーンソー等の講習に行ってきたんですけど、行かれたことがあられる方もおられるかと思うんですけども、刈払機等の事故なんか結構多くて、中山間なんかでもみんな集まって草払いをするんですね。そう

いうときにやはり一度皆さんがということもいっぱいなんですけども、講習を受けるっていうのがいい勉強になってきましたんで、農業委員会としてもそういうことに取り組むことができるのかどうかということも含めて、いいことじゃないかなというふうに思ったんで、ちょっと発言させていただきました。

会長（寶持 雅祥君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） 委員が言われた内容につきましては、なかなか農業委員会の予算で計上して講習会って、要望して予算がつけばということにはなるとは思います。ただ、どちらかと言えば、農林水産課が所管部分での動きということで、そちらのほうで行きますと、県北地域の農業振興協議会って事務局が県北振興局にある部分とか、あとは町の予算要求で自前直で町のほうですか、ちょっと今の自分の立ち位置が明確に言える部分の立ち位置ではないんですけど、あらゆる研修会でどういった研修がありますよっていうところを今後何らかの形で農家さんに早く伝達できる方法がないかなって考えているところでございます。

特に夏でもありますし、先ほど言われた農作業中の事故って近年多くなってきているところもありますので、片や今の時期だと熱中症になって、くらってしまったところに重機が当たってとかいう危険性もありますので、何らかの形でその講習会の対応とか、機会があれば急いで各農家さんのほうに連絡を行けるような対応も含めて検討させていただきたいと考えます。

よろしく申し上げます。

10番（廣川 勝巳君） 講習を全てこちらで町とか農業委員会で費用を全部負担するというわけではなくて、主催といいますか、講習をしていただけたところに連絡はつけると思うんです。ここで佐々町なら佐々町で講習会は場所とか何かも必要なので、そういうのを一人幾らなりを補助していただいてもいいし、やはりそれぞれに幾らかなりと自前で出さないと、本当に自分がこれを真剣に講習を受けて事故を少なくしなきゃいかんという意志というのも無償ではなかなか薄いと思うんです。そこに1,000円でも2,000円でも3,000円でも、そこを出してでもやっぱり受けるべきじゃないかなというような意志のある方だけでいいとは思いますが、そこら辺のプランというのをちょっと考えていただければいいのかなと。見えないところで事故が結構多そうなので、そういうふうに感じましたので。

会長（寶持 雅祥君） ほかに何かございませんでしょうか。（発言の声なし）

ないようなので、これで会を閉会したいと思います。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

(閉 会 午 後 2 時 5 0 分)

上記のとおり相違ありません

会 長 齋 持 雅 祥

会議録署名委員 坂 口 隆 英

会議録署名委員 築 城 武 美